

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年8月22日午後1時30分から令和4年第8回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は15名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第12番委員	小野まり子
第2番委員	高橋義隆	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第2号	農地法適用外証明願の審査について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	令和4年度岩手県農業委員会大会における提案事項について
議案第5号	金ヶ崎町農業委員会会議規程の一部を改正する訓令

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第8回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、15名であります。
5番高橋重貴委員、6番名和和弘委員、11番小坂倫充委員、14番小嶋教三委員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には13番及川宏和委員、15番山路和弘委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 事 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 事 務 局 長 日程第5、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第15番委員 番号1番の案件について、15番山路和弘委員より報告願います。
15番 山路です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。8月18日午前に、南方地区の高橋義隆委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
申請人の■■■■さんが、8世帯の共同住宅1棟を建築するため、自己所有の田を転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額金融機関からの借入により実施することを確認しております。

現地は、現在自己保全管理地であり、周辺は東側が申請人の農地と接しておりますが、農地境界及び南側に隣接する水路との境界にコンクリートブロック積を設置し土砂等の流出を防止する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第6、議案第2号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務 局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第19番委員

番号1番の案件について、19番高橋旦志委員より報告願います。

19番 高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。8月18日午後に、北部地区の岩野悦子委員、及川和芳委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は山林の一部となっているものです。

今回の申請に至った経緯ですが、申請人の亡き母が、昭和47年頃、高齢で畑の耕作ができなくなった際に、杉を植林し、現在まで至るとのことであり、農地としての認識がなかったとのこと。今回、所有権移転をするにあたり、登記を確認したところ、地目が畑であることを知り、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり周囲の土地と一体的に防風林として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は関係法令を遵守することを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

第 4 番 委 員

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番 田口です。防風林は通常、居宅周辺に植林するものだと思いますが、9 ページの位置図では■■■■さんの居宅からは少し離れているように見えます。現地はどのようになっているのでしょうか。

また、現地報告の中で、所有権移転をするとありましたが、どのような計画なのでしょう。

議 務 長 事務局、説明を求めます。

4 番田口委員のご質問にお答えします。現地は、■■■■さんの居宅の北側から申請地まで、一体的に防風林となっております。

また、所有権移転につきましては、■■■■さんの居宅の東隣に■■■■さんの居宅がありますが、その北側が山林や原野になっており、そこを含めた所有権移転となります。

議 第 4 番 委 員 長 4 番田口委員、よろしいですか。

議 長 はい。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案件は証明することに決定しました。

議 務 長 日程第 7、議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 務 長 日程第 8、議案第 4 号 令和 4 年度岩手県農業委員会大会における提案事項についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号 令和4年度岩手県農業委員会大会における提案事項について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第8、議案第5号 金ケ崎町農業委員会会議規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号 金ケ崎町農業委員会会議規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ———全員挙手———
挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和4年第8回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時00分